

第4編 総務部

総務課

1 本庁舎の概要

庁舎の概要は次のとおりである。

- | | | |
|-------------|----------------------------|----------------|
| (1) 着工 | 昭和39年2月1日 | |
| (2) 竣工 | 昭和40年11月30日 | |
| (3) 総工費 | 617,572,700円 | |
| (4) 構造 | 鉄筋コンクリート造 | 地下1階、地上5階、塔屋2階 |
| (5) 敷地面積 | 12,686.004m ² | |
| (6) 建築面積 | 3,548.767m ² | |
| (7) 床面積 | 延 14,169.027m ² | |
| (8) 庁舎前駐車場 | 面積 1,118m ² | 収容台数（普通乗用車）57台 |
| (9) 庁舎正面駐車場 | 面積 673m ² | 収容台数（普通乗用車）24台 |
| (10) 庁舎前庭面積 | 2,559.75m ² | |

2 防災庁舎の概要

庁舎の概要は次のとおりである。

- | | | |
|----------|--------------------------|----------------|
| (1) 着工 | 平成25年9月24日 | |
| (2) 竣工 | 平成27年3月11日 | |
| (3) 総工費 | 3,140,067,300円 | |
| (4) 構造 | 鉄筋コンクリート造 | 地上5階、2-3階 中間免震 |
| (5) 敷地面積 | 2,913.68m ² | |
| (6) 建築面積 | 1,740.54m ² | |
| (7) 床面積 | 延 7,194.68m ² | |
| (8) 駐車場 | | 収容台数（普通乗用車）81台 |

3 阿寒町行政センターの概要

平成17年10月11日の3市町合併により、旧阿寒町役場を行政センターとして使用

- | | | |
|------------|---------------------------|-----------------|
| (1) 着工 | 昭和47年5月23日 | |
| (2) 竣工 | 昭和48年6月23日 | |
| (3) 総工費 | 179,684,000円 | |
| (4) 構造 | 鉄筋コンクリート陸屋根 | 地下1階、地上3階 |
| (5) 敷地面積 | 1,750.88m ² | |
| (6) 建築面積 | 750.33m ² | |
| (7) 床面積 | 延 2,634.21m ² | |
| (8) 駐車場 | 面積 2,110.87m ² | 収容台数（普通乗用車）119台 |
| (9) 庁舎前庭面積 | 12,543.20m ² | |

4 音別町行政センターの概要

庁舎の概要は次のとおりである。

- | | | |
|----------|--------------------------|--------------------|
| (1) 着工 | 平成25年9月24日 | |
| (2) 竣工 | 平成26年10月8日 | |
| (3) 総工費 | 605,578,000円 | |
| (4) 構造 | 鉄筋コンクリート造 | 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階 |
| (5) 敷地面積 | 3,590.80m ² | |
| (6) 建築面積 | 547.42m ² | |
| (7) 床面積 | 延 1,497.54m ² | |
| (8) 駐車場 | 面積 364.91m ² | 収容台数（普通乗用車）15台 |

防災危機管理課

1 市の防災危機管理体制

- (1) 釧路市防災会議（平成17年11月15日設置）
 - ア 構成委員数 39名
 - イ 釧路市地域防災計画（平成19年2月23日策定）
地震災害等対策編、津波災害対策編、風水害等対策編及び資料編の4編から構成されている。
 - ウ 釧路市水防計画（平成19年2月23日策定）
- (2) 釧路市国民保護協議会（平成18年7月26日設置）
 - ア 構成委員数 34名
 - イ 釧路市国民保護計画（平成19年1月29日策定）
- (3) 雌阿寒岳火山防災協議会（平成28年3月25日設置）
 - ア 構成委員数 47名
 - イ 雌阿寒岳火山防災計画（平成14年9月2日策定）
- (4) 災害情報の伝達
 - ア 防災行政無線（固定系・デジタル）
平成19～21年度に整備
基地局1、中継局2、屋外子局119、個別受信機547
 - イ 防災行政無線（移動系・IP無線機）
平成30年1月より運用開始
釧路地区105、阿寒地区29、音別地区16
 - ウ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
国民保護、緊急地震速報、津波予報、火山噴火に関する国からの緊急情報を衛星経由で受信し、固定系防災行政無線及びFMコミュニティラジオに連動させて、自動発信する。
 - エ 衛星携帯電話
防災関係機関、拠点病院等に28台配備
 - オ FMコミュニティラジオによる防災情報放送
災害時 災害情報や被災情報など市民の安全安心に寄与する放送
通常時 オリジナル防災情報など市民の防災力向上につながる放送
 - カ 広報車
広報機器搭載車両66台（釧路地区59台、阿寒地区3台、音別地区4台）、消防広報車9台
- (5) 防災体制の強化
 - ア 広域避難場所及び津波避難施設等を市民に周知するため標識・看板を設置
 - イ ハザードマップの作成
 - (ア) 津波ハザードマップ
 - (イ) 新釧路川洪水ハザードマップ
 - (ウ) 釧路市内水ハザードマップ
 - (エ) 火山（雌阿寒岳）ハザードマップ
 - (オ) 土砂災害ハザードマップ
 - (カ) 地震防災マップ
 - ウ 災害用備蓄資機材
防災庁舎、湿原の風アリーナ釧路、市内5小・中学校、緑ヶ岡コミュニティ消防センター、夜間急病・児童発達支援センタービル、阿寒町行政センター、阿寒湖まりむ館、音別町行政センター、音別コミュニティセンター及び音別文化会館の備蓄資材庫並びに津波避難施設に災害用資機材等を備蓄
 - エ 災害に関する協定の締結（83事業所等）

契約管理課

1 公共工事の入札及び契約の適正化の推進

公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成・確保を主な目的として、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成27年4月1日一部改正）」、「建設業法（平成27年4月1日一部改正）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月4日一部改正）」（担い手3法）が施行され、次の取り組みを行っている。

- (1) 工事入札参加資格申請の主観的事項の数値の加算（除雪事業への協力、修繕等当番業務への協力、釧路市消防団員の雇用、災害協定の締結、地域貢献ボランティア活動、若年者の雇用、女性技術者・技能者の雇用など）
- (2) ゼロ市債（建設工事早期発注・発注平準化）事業の導入

件数	発注済額	備考
29	373,282,560円	

2 建設協議会

建設行政に関し、緊密な連絡をとり総合的運営を図ることを目的として、釧路市建設協議会を設けている。

総務、都市整備、水産港湾空港、上下水道の各部長並びに、契約管理課長及び工事設計指導主幹で組織され、契約管理課がその庶務にあっている。

協議会には、資格審査、指名、賞罰審査、資材単価、談合情報調査、情報公開、連絡調整の各部会があり、業者の資格審査、選定、賞罰等に関することを審議している。

3 建設工事等入札参加資格登録業者一覧表

区分	年度	30年度	工 種 別 登 録 業 者 数												計
			土 木	建 築	舗 装	電 気	管	水 道	機 械	塗 装	造 園	設 計	測 量	調 査	
登録業者数	市内	190	75	67	23	25	37	9	15	16	14	24	18	16	339
	市外	800	203	133	77	197	171	2	140	40	17	267	141	138	1,526
	計	990	278	200	100	222	208	11	155	56	31	291	159	154	1,865

※工種別登録業者数は、登録業者が複数工種を申請するため、計は不一致となる

4 平成29年度業種別契約状況一覧表

(単位：件、千円)

業種別	区分	件 数			金 額
		市内	市外	計	
土 木		97	2	99	7,339,435
建 築		53	1	54	2,671,320
舗 装		56	10	66	325,236
電 気		38	11	49	1,149,611
管		66	1	67	1,081,501
水 道		32	0	32	870,210
機 械 器 具		37	4	41	624,785
塗 装		7	0	7	91,195
造 園		15	0	15	212,371

設	計	19	25	44	566,566
測	量	12	0	12	56,705
調	査	12	1	13	48,298
	計	444	55	499	15,037,233

5 平成29年度物品購入（製造・販売）契約状況 (単位：件、千円)

業者区分 購入区分	件 数				金 額
	市 内	準市内	市 外	計	
報 償 費	1	—	—	1	526
需 用 費	66	10	5	81	99,491
原 材 料 費	3	—	—	3	2,065
備 品 購 入 費	45	18	2	65	437,580
計	115	28	7	150	539,662

6 小規模修繕事業者登録業者一覧表

- (1) 登録業者数 64事業者(法人42 個人22)
(2) 工種別登録業者数 延べ 190工種

大 工	22	塗 装	17	屋 根	6	機械設備	5
左 官	6	内装仕上	21	管	10	電気通信設備	5
建 具	15	ガラス	6	タイル・れんが	5	機 器	8
電 気	11	とび・土工	11	舗 装	7	外 柵	5
板 金	6	石積等	4	防 水	5	その他	15

※工種別登録業者数は、登録業者が複数工種を申請するため、計は不一致となる

7 平成29年度の審査・検査業務実績 (単位：件)

業 種	土 木	建 築	電 気	管	機 械	合 計
設計審査	43	21	11	8	4	87
工事検査	82	39	9	11	8	149

※工事検査は、中間検査、部分払い検査、部分使用検査を含む

8 積算情報に関する取り組み

情報化技術の進歩は著しく、あらゆる分野でのシステム化が盛んに行われており、公共事業においてもパソコンのシステム化による積算業務の効率化、適性化が積極的に進められている。

このような状況から市は北海道建設部と共同で工事費積算システムを導入し、業務の効率化を推進するとともに、例年積算担当者に配布している積算資料の軽減化（ペーパーレス化）を図っている。

今後は、積算システムの効率的な監理や工事に必要な資材単価の迅速な決定、積算業務で抱える課題の解決（連絡調整委員会の運営）を行い更なる適正化・効率化を図る。

9 市有車両保有状況

(平成30年4月1日現在)

所 属 (部・課)		車 種														合 計
		普通乗用車	小型乗用車	乗合バス	小型貨物車	普通貨物車	特種自動車	特種塵芥車	特種消防車	特種救急車	大型特殊	小型特殊	軽四自動車	原付自転車		
総務	防災危機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	
	契約管理	7	8	-	7	-	-	-	-	-	-	-	25	-	47	
市民環境	市民生活	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
	環境保全	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
	環境事業	1	1	-	9	3	-	4	-	-	1	-	5	-	24	
福祉	地域福祉	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	障がい福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	
	介護高齢	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	8	
保健	児童発達支援センター	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	5	
振興業	農林	1	2	-	4	2	-	-	-	-	2	8	-	-	19	
	商業労政	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	
空水産港湾	水産	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	6	
	港湾空港振興	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	
	港湾計画	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
都市整備	公園緑地	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
	住宅	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	4	
	道路河川	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	4	
	道路河川(建設)	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
	道路維持事業所	1	-	-	1	5	6	-	-	-	17	1	2	-	33	
他	教育委員会	1	2	1	5	-	-	-	-	-	-	1	9	3	22	
	議会	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	水道	6	1	-	6	-	2	-	-	-	-	1	7	-	23	
	下水道	-	1	-	10	-	2	-	-	-	-	-	1	-	14	
	市立病院	3	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	4	-	10	
	消防	3	-	-	1	1	-	-	52	5	-	2	-	-	64	
	消防白糠	-	-	-	-	-	-	-	5	2	-	-	-	-	7	
	消防阿寒	-	-	-	-	-	-	-	15	4	-	-	-	-	19	
	消防音別	-	-	-	-	-	-	-	6	1	-	-	-	-	7	
	阿寒町行政センター	1	15	1	11	1	3	-	-	-	-	-	3	-	35	
音別町行政センター	4	13	6	5	3	2	-	-	-	4	3	5	-	45		
合計	30	57	9	73	16	15	4	78	13	24	17	78	3	417		

情報システム課

1 コンピュータ事務処理運用状況

(1) 戸籍システム

業 務 名	稼 働 年 月	業 務 名	稼 働 年 月
戸 籍 総 合 シ ス テ ム	平成 23 年 2 月		

(2) 共通基盤システム

利 用 者 認 証 シ ス テ ム	平成 23 年 2 月	稼 働 状 況 監 視 シ ス テ ム	平成 24 年 4 月
業 務 シ ス テ ム 関 連 系	平成 24 年 2 月	印 刷 帳 票 管 理 シ ス テ ム	平成 24 年 7 月
総 合 バ ッ ク ア ッ プ シ ス テ ム	平成 24 年 4 月	外 字 管 理 シ ス テ ム	平成 24 年 7 月
統 合 E U C シ ス テ ム	平成 24 年 4 月		

(3) 住民記録系システム

住 基 ネ ッ ト	平成 14 年 8 月	国 民 年 金 シ ス テ ム	平成 24 年 7 月
住 民 記 録 シ ス テ ム	平成 24 年 7 月	選 挙 シ ス テ ム	平成 24 年 7 月
印 鑑 登 録 シ ス テ ム	平成 24 年 7 月	就 学 シ ス テ ム	平成 24 年 7 月

(4) 税・収納系システム

固 定 資 産 税 シ ス テ ム	平成 23 年 12 月	国 民 健 康 保 険 シ ス テ ム	平成 24 年 4 月
個 人 市 民 税 シ ス テ ム	平成 24 年 1 月	収 納 管 理 共 通 シ ス テ ム	平成 24 年 4 月
法 人 市 民 税 シ ス テ ム	平成 24 年 3 月	収 納 管 理 シ ス テ ム	平成 24 年 6 月
軽 自 動 車 税 シ ス テ ム	平成 24 年 4 月	税 滞 納 管 理 シ ス テ ム	平成 24 年 6 月
宛 名 管 理 シ ス テ ム	平成 24 年 4 月		

(5) 福祉系システム

生 活 保 護 シ ス テ ム	平成 16 年 10 月	健 康 管 理 シ ス テ ム	平成 24 年 4 月
児 童 手 当	平成 17 年 10 月	介 護 保 険	平成 24 年 5 月
児 童 扶 養 手 当	平成 18 年 4 月	総 合 福 祉 ・ 高 齢 者 福 祉 シ ス テ ム	平成 24 年 8 月
後 期 高 齢 者 医 療	平成 20 年 4 月	総 合 福 祉 ・ 障 害 者 福 祉 シ ス テ ム	平成 24 年 8 月
保 育 料	平成 24 年 4 月	医 療 給 付	平成 24 年 9 月
教 育 (就 学 援 助)	平成 24 年 9 月	奨 学 金	平成 24 年 9 月

(6) 内部管理系システム

工 事 評 定	平成 14 年 7 月	人 事 給 与	平成 25 年 1 月
口 座 振 替	平成 24 年 4 月	備 品 管 理	平成 25 年 4 月
財 務 会 計	平成 24 年 10 月	工 事 契 約	平成 25 年 4 月
秘 書 シ ス テ ム	平成 25 年 3 月		

(7) 利用者管理系システム

水 道 料 金 滞 納 管 理 シ ス テ ム	平成 17 年 6 月	上 下 水 道 料 金	平成 24 年 10 月
給 水 工 事 業 務 シ ス テ ム	平成 20 年 4 月	下 水 道 受 益 者 負 担 金	平成 24 年 10 月
住 宅 使 用 料	平成 24 年 4 月	し 尿 処 理 手 数 料	平成 24 年 8 月
畜 犬 登 録	平成 24 年 9 月		

(8) 既存システム連携調整

再構築対象外業務との連携システム	平成 24 年 12 月
------------------	--------------

(9) システム管理委託 (アウトソーシング)

印 刷 業 務	平成 24 年 4 月	保 守 業 務	平成 25 年 4 月
---------	-------------	---------	-------------

2 庁内LAN稼働状況

- (1) 平成 24 年 10 月 グループウェア更新
- (2) 平成 27 年 9 月 釧路市役所本庁舎LAN配線整備
- (3) 平成 28 年 1 月 仮想アプリケーション基盤構築
- (4) 平成 28 年 1 月 システム間ファイアウォール整備

3 O A 機器設置状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

設置部名	パソコン	設置部名	パソコン
総務部	260 台	上下水道部	174 台
総合政策部	99 台	消防本部	148 台
市民環境部	176 台	市立病院	23 台
福祉部	253 台	教育委員会	82 台
こども保健部	195 台	選挙管理委員会	6 台
産業振興部	81 台	監査事務局	7 台
水産港湾空港部	43 台	議会事務局	11 台
都市整備部	130 台	農業委員会	10 台
阿寒町行政センター	95 台	会計室	13 台
音別町行政センター	55 台		
合		計	1,861 台

※こども保健部については児童館、上下水道部については浄水LAN接続パソコン、消防については通信指令LAN接続パソコンを除く。

教育委員会については小・中・高等学校の教育用のパソコンおよび図書館ネットワーク用のパソコンを除く。

市立病院については病院LAN接続パソコンを除く。

4 地域情報化への取り組み

(1) 釧路市高度情報化計画

平成17年10月11日の合併によりスタートした釧路市における地域情報化の方向性を明確にするため、市民委員による釧路市高度情報化審議会の基本方針に関する答申を基に、平成19年3月に策定した。

ア ニーズにあった情報提供

(ア) 情報提供等の充実と市民参加のための広報広聴手段の整備

(イ) 健康・安心・安全への取り組み

イ 有用な電子自治体の実現

(ア) 電子自治体の実現とアウトソーシングの検討

ウ 産業再生、創生

(ア) IT企業、コールセンターの誘致

(イ) 教育（学校ネットワーク整備、情報教育の推進）

(ウ) 産学官の共同取組の検討

5 地域イントラネット基盤施設整備事業

- (1) 平成18年3月 40施設間光回線ネットワーク稼動（防災カメラを含む）議会中継システム稼動
- (2) 平成18年4月 行政情報提供システム、防災情報提供システム稼動
- (3) 平成18年12月 23施設間光回線ネットワーク稼働
- (4) 平成19年4月 図書館システム、観光情報提供システム稼動
- (5) 平成24年10月 ホームページ公開用ネットワーク更新
- (6) 平成26年12月 地域イントラネット機器の更新
- (7) 平成27年3月 防災庁舎ネットワーク構築
- (8) 平成28年3月 防災カメラネットワークセキュリティ強化

職員課

1 職員の採用・退職状況（平成29年4月～平成30年3月）

職 種	採用人員	退職人員
総合職	55	2
事務職	—	36
技術職	—	9
保育職	4	4
保健師・助産師	1	2
労務職	—	1
教育職	—	—
消防職	14	11
医師職	33	25
看護師	34	26
医療技術職	7	2

※平成23年度採用試験（平成24年4月採用）より総合職を実施

2 定年制

- (1) 一般の職員 年齢60歳
 医師および歯科医師 年齢65歳
- (2) 定年退職日 3月31日
- (3) 勤務延長（その職員の退職により、公務の運営に著しい支障が生ずるとき）
 延長期間 1年（最高3年程度）

3 特別職の給料・報酬

職 名	給料等	職 名	給料等
市 長	965,000円	建 築 審 査 会	会 長 (日額) 6,600円
副 市 長	800,000円		委 員 (日額) 6,200円
教 育 長	710,000円	国民健康保険事業の運営に関する協議会 (日額) 5,700円	
公営企業管理者	690,000円	介 護 認 定 審 査 会	会 長 (1回) 16,900円
教育委員会 委 員	97,000円		合議体の長
選挙管理委員会 委 員 長	59,000円	障 害 支 援 区 分 等 審 査 会	委 員 (1回) 12,000円
	委 員		47,000円
農 業 委 員 会 会 長	59,000円	いじめ防止対策委員会※1	会 長 (1回) 16,900円
	委 員		47,000円
公 平 委 員 会 委 員 長	59,000円	専 門 委 員 ※ 2	委 員 (1回) 12,000円
	委 員		47,000円
監 査 委 員 知 識 (常 勤)	690,000円	附 属 機 関 委 員 ※ 2 (日額) 5,000円	
	〃 (非 常 勤)	160,000円	(日額) 5,000円
	市 議 (非 常 勤)	59,000円	
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 長	(日額) 6,600円		
	委 員	(日額) 6,200円	

※1 いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る事実確認を明確にするための調査を行う場合に限る

※2 3時間以内の場合 (日額) 2,500円

4 職員の給与等

- (1) 1人あたりの月平均給料および職員の平均年齢（特別職を除く）

平均給料	315,212円
平均年齢	42歳10か月

- (2) 初任給（行政職）

高校卒	147,100円
短大卒	159,800円
大学卒	179,200円

- (3) 期末・勤勉手当（非管理職の支給割合）

月	区分	期末	勤勉
6		122.5/100	90/100
12		137.5/100	90/100
計		260/100	180/100

- (4) 管理職手当（各部局別職員数）

職名	月額	人 員						
		市長	水道	消防	釧路病院	教育	議会他	計
部長	73,800円	17	1	1	3	3	1	26
部次長	59,400円	19	3	5	7	1	2	37
課長	52,200円	77	9	19	33	21	4	163
課長補佐	43,700円	155	19	40	44	23	4	285

- (5) 退職手当

退職手当は、勤続年数と退職事由に応じて算出される基本額と在職中の給料月額に応じた調整額との合算額が支給される。

ア 基本額 退職日の給料月額に次に掲げる退職事由別の割合及び調整率（83.7/100）を乗じて得た額

区分	勤続年数（割合は1年につき）						
	1-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-34	35以上
退職事由	普通退職	100/100	110/100	160/100	200/100	160/100	120/100
	長期勤続	125/100	137.5/100	200/100※		—	
	整理退職	150/100	165/100			180/100	105/100

※「長期勤続」における「200/100」の適用期間は16年以上24年以下

イ 調整額 在職中の給料月額のうち高いものから60月分を次に掲げる区分に当てはめ積算した額

区分	第1号区分	第2号区分	第3号区分	第4号区分	第5号区分	第6号区分
調整月額	54,150円	43,350円	32,500円	27,100円	21,700円	0円

5 旅費規定表

級	職 名	宿 泊		日 当
		北海道内	北海道外	
1	市長・議長・副議長	13,400円	14,600円	3,100円
2	副市長・議員・消防長・常勤監査委員・公営企業管理者・市立釧路総合病院長・教育長	13,000円	14,200円	3,000円
3	部長・部次長・課長・課長補佐・市立釧路総合病院、市立釧路国民健康保険阿寒診療所及び市立釧路国民健康保険音別診療所の医師	11,100円	12,100円	2,600円
4	上記以外の職員	11,100円	12,100円	2,400円

※4級の職員が1、2級の出張者に随行者の場合は、随行者旅費として3級旅費を支給する

※宿泊料については、上記金額を上限とし現に要する額を支給する

6 職員の福利厚生

(1) 福利厚生

市は、相互扶助の精神に基づき生活の安定と教養の向上ならびに会員の親睦、福利等を図ることを目的として、市職員をもって組織されている福利厚生会に補助金を支出し、各種福利厚生事業を行っている。なお、平成29年度補助金は1人あたり3千円、総額4,593千円（前年度3千円、総額4,596千円）である。

ア レクリエーション、文化、体育事業

(2) 職員の健康管理

ア 職員の健康保持および健康管理のため、29年度は定期健康診断等を実施した。

イ 医務室の設置

診察・投薬については、平成29年度末をもって廃止した。

看護師1名を福利厚生会の嘱託職員として配置し、医療相談や救急疾患の応急処置を行っている。

ウ 医務室の利用状況（平成29年4月～平成30年3月）

医師診療人数（延べ人数）	335人
医務室利用人数（上記人数を除く）	2,421人
計	2,756人

(3) 恩給支給状況

釧路市恩給条例に基づく平成29年度の支給額は、4,192千円、3件、2名である。

7 平成29年度職員研修実施状況

	研修名	実施月(1回の日数)	回数	受講者数
基礎研修	新採用職員研修(前期)	4月(4日)	1	75
	新採用職員研修(後期)	10月(3日)	1	76
	スキルアップ研修	7月(2日)	1	27
	新任主査研修	6月(2日)	1	42
	新任係長研修	5月(2日)	1	37
	新任課長補佐研修	4月(2日)	1	40
	マネジメント(課長職)研修	5月(2日)	1	32
	コーチング研修(課長補佐)	10、11月(1日)	2	16
	コーチング研修(専門員)	10、11月(1日)	2	17
		基礎研修 計		11
特別研修	市民協働政策形成研修	8月、9月(2日)	1	18(他町村13)
	情報セキュリティ研修(eラーニング)	10月から3月	1	247
		特別研修 計	2	265
派遣研修	北海道	平成28年度から2年間	1	(主事)1
	北海道	平成29年度から2年間	1	(主任)1 (主査)1
	北海道後期高齢者医療広域連合	平成28年度から3年間	1	(専門員)1
	一般財団法人地域活性化センター	平成28年度から2年間	1	(主事)1
	市町村アカデミー			
	市町村税徴収事務	7月(11日)	1	(主任)1
	管理職をめざすステップアップ講座	8月(5日)	1	(主査)1
	法令実務能力の向上B(応用)	11月(11日)	1	(主任)1
	国土交通省観光庁	平成29年7月から 1年と9か月間	1	(主事)1
	国際文化アカデミー			
	これからの地方公営企業戦略	8月から9月(3日)	1	(主査)2
	北海道市町村職員研修センター			
	地域ブランディング	8月(2日)	1	(主事)2
税務事務(応用)《市町村民税課税》	9月(2日)	1	(主任)1	
自治体債権回収	10月(2日)	1	(主事)1	
	派遣研修 計		12	15
	総 計		25	642

行財政改革推進室

1 職員の条例定数と配置人員 (単位：人)

部 局	平成29年4月		平成30年4月	
	条例定数	配置人員	条例定数	配置人員
市長の事務部局の職員	995	968	985	958
病院及び診療所の職員	866	866	866	866
上下水道部の職員	135	135	134	134
議会事務局の職員	12	9	12	9
選挙管理委員会事務局の職員	5	4	5	4
監査事務局の職員	6	6	6	6
公平委員会の職員	—	—	—	—
農業委員会の職員	5	4	5	4
消防本部及び署の職員	321	321	321	321
教育委員会事務局の職員	153	145	155	147
教育委員会所管の学校職員	89	82	82	75
計	2,587	2,540	2,571	2,524

2 平成30年度行財政改革の取り組み

(1) 行政組織等の改革

ア 組織改革等の内容

(ア) 職（参事）の新設

- a 男女平等参画推進参事を新設

(イ) 職（参事）の廃止

- a 東京事務所長を廃止

(ウ) 職（部次長）の名称変更

- a 都市開発指導の事務を取り扱う総合政策部次長を都市開発指導監に変更

(エ) 職（所管次長）の新設

- a 水産統括監を新設

(オ) 職（所管次長）の廃止

- a マリモ研究室長を廃止

(カ) 課の廃止

- a 福祉部臨時・特例給付金対策室を廃止

(キ) 職（主幹）の新設

- a オープンカレッジ推進主幹を新設（生涯学習部生涯学習課）
- b マリモ研究室長を新設（生涯学習部阿寒生涯学習課）

(ク) 職（主幹）の廃止

- a 基本構想主幹を廃止（総合政策部都市経営課）
- b 生活支援主幹（自立支援企画業務所管）を廃止（福祉部生活福祉事務所）

(ケ) 係の廃止

- a 総合政策部都市経営課基本構想担当を廃止
- b 福祉部臨時・特例給付金対策室臨時・特例給付金対策担当を廃止

(コ) その他

- a 釧路市ビジネスサポートセンター開設に伴う体制充実（産業振興部商業労政課）
- b 阿寒湖温泉地区義務教育学校の開設準備業務等に伴う体制充実（学校教育部学校教育課）
- c エンジン01文化戦略会議オープンカレッジ開催業務の体制充実（生涯学習部生涯学習課）
- d 国体開催業務の体制充実（生涯学習部国体推進室）

イ 組織機構の状況

	市長部局			全部局		
	部	課	係	部	課	係
平成29年度機構	11	66	109	16	108	203
行政 改革	増	0	0	0	0	0
	減	0	1	2	0	1
平成30年度機構	11	65	107	16	107	201

※市長部局には、市立釧路総合病院を含む

(2) 職員定数の見直し

ア 平成30年度部局別配置定数の状況 (単位：人)

区分	平成29年度 配置定数	増減数			平成30年度 配置定数
		減員	増員	差引	
市長部局	968	12	2	△10	958
病院・診療所	866	—	—	—	866
上下水道部	135	1	0	△1	134
小部局	23	—	—	—	23
消防	321	—	—	—	321
教育	227	9	4	△5	222
計	2,540	22	6	△16	2,524

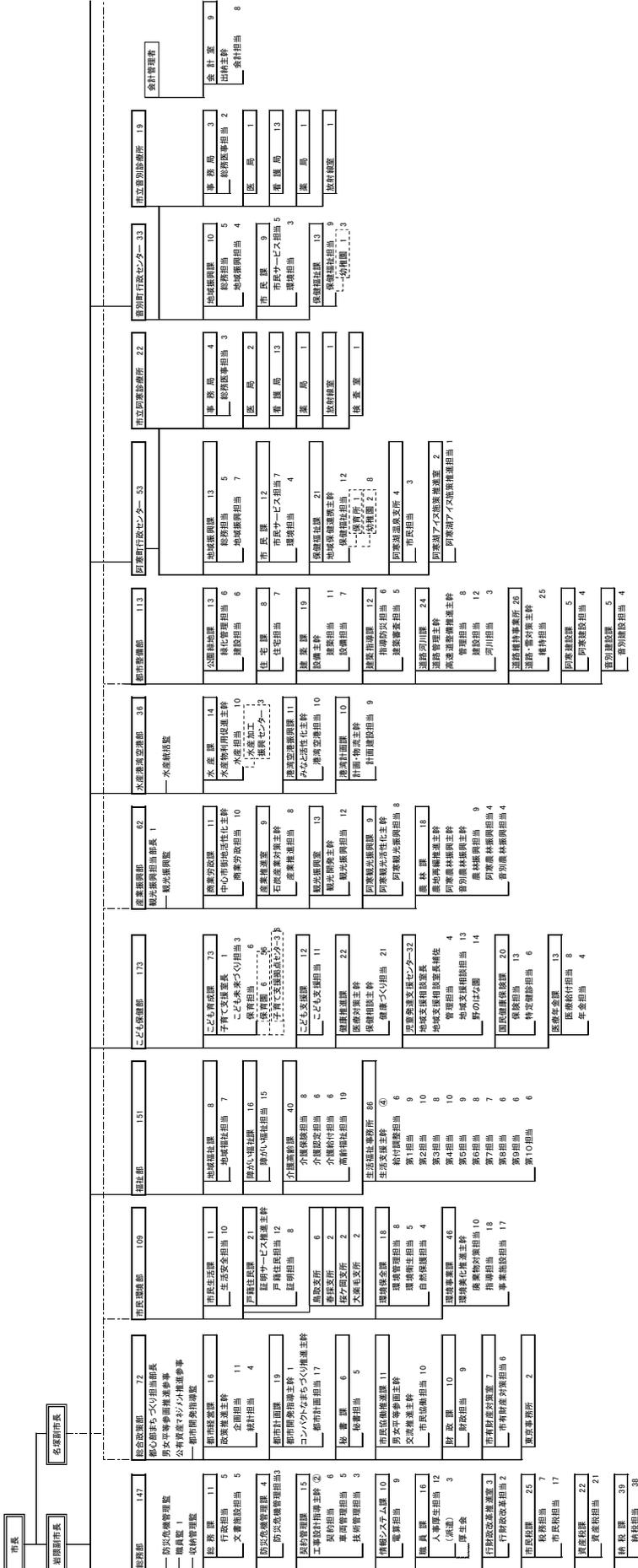
イ 平成30年度行財政改革定数増減内訳

(単位：人)

	減員		増員	
	部・課名等	事由	部・課名等	事由
市長部局	総務部情報システム課	社会保障・税番号制度導入業務の体制見直し △1	福祉部障がい福祉課	制度改正による障がい福祉サービス拡大等に伴う体制充実 1
	総合政策部都市経営課	まちづくり基本構想及び強靱化計画の策定終了に伴う体制見直し △3	産業振興部商業労政課	釧路市ビジネスサポートセンター開設に伴う体制充実 1
	総合政策部市民協働推進課	釧路市男女平等参画センター(ふらっと)の指定管理者制度導入に伴う体制見直し △1		
	福祉部生活福祉事務所	自立支援企画業務の体制見直し △1		
		ケースワーク業務(一般世帯)の体制見直し △2		
	福祉部臨時・特例給付金対策室	臨時・特例給付金対策室の廃止(課長職1人の減) △1		
		給付金支給業務の体制見直し △1		
	都市整備部道路河川課	北海道横断自動車道早期建設促進期成会事務局業務終了に伴う体制見直し △1		
阿寒町行政センター地域振興課	総務部防災危機管理課への雌阿寒岳火山防災協議会事務局業務移行等に伴う体制見直し △1			
上下水道部	上下水道部サービス課	水道メーター等管理業務の委託化に伴う体制見直し △1		

教育委員会	学校教育部 学校	事務補業務の体制見直し △ 2	学校教育部 学校教育課	阿寒湖温泉地区義務教育学校の 開設準備業務等に伴う体制充実 1
		用務員業務の体制見直し △ 5	生涯学習部 生涯学習課	エンジン01文化戦略会議オー プンカレッジ開催業務の体制充 実 2
	生涯学習部 生涯学習課	地域史料関係業務の体制見直 し △ 1	生涯学習部 国体推進室	国体開催業務の体制充実 1
	生涯学習部 阿寒生涯学 習課	学芸員業務の体制見直し △ 1		
計		△22		6
差引増減 △16				

釧路市組織・機構及び配置人員 (平成30年4月1日現在)



部署	区分	配置人員	部・課・係の数	拠 点
市民生活部	市民生活課	99	10 係	1 拠点
	生活安全課	61	9 係	9 拠点
福祉部	生活支援課	321	1 係	51 拠点
	生活支援課	825	1 係	8 拠点
産業振興部	産業振興課	134	1 係	10 拠点
	産業振興課	222	1 係	18 拠点
消防本部	消防課	23	1 係	8 拠点
	消防課	2,524	16 係	201 拠点

市民税課・資産税課・納税課

1 平成30年度市税税率及び予算

(単位:千円、%)

税 目	税 率	当初予算	構成比
市 民 税	個 人 { 均 等 割 3,500円	9,084,375	44.3
	所得割 2.4/100~6/100		
	法 人 { 均 等 割 60,000円~3,600,000円		
	法人税割 12.1/100		
固 定 資 産 税	1.4/100(阿寒湖温泉地区政府登録ホテル・旅館1.2/100)	7,921,541	38.7
軽自動車税	1,000円~12,900円	371,562	1.8
市たばこ税	1,000本につき5,262円(旧3級品4,000円)	1,602,117	7.8
鉦産税	1/100 (鉦物価格が1か月200万円以下の場合0.7/100)	18,109	0.1
入湯税	1泊250円(国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館以外の宿泊者は150円) 日帰り90円 団体1泊70円・日帰り40円	165,758	0.8
都市計画税	0.3/100	1,327,442	6.5
合 計	—	20,490,904	100.0

※平成30年4月末日現在

※各税目とも滞納繰越分を含む

2 市民税の負担状況

区 分	市 民 税 (個 人)				市 民 税 (法 人)	
	人 口	世 帯	税 額 (円)		事業所数	1事業所当たり 税 額 (円)
			人口1人当たり	1世帯当たり		
28年度	175,210	94,443	40,756	75,610	4,691	365,669
29年度	173,223	94,406	41,679	76,475	4,571	390,464
30年度	170,935	94,180	42,034	76,290	4,519	390,738

※人口・世帯数は前年度末数値

※税額は、28年度は決算額、29年度は予算現額、30年度は当初予算額(各年度とも滞納繰越分を除く)

※事業所数は、28年度は決算数値、29年度及び30年度は予算数値

3 税目別決算額

(1) 平成27年度

(単位:千円・%)

区 分	調定額(ア)	決算額(イ)	収入率(イ÷ア)	決算額構成比
市 税	22,871,141	20,717,115	90.58	100.0
現 年 課 税 分	20,844,149	20,322,184	97.50	98.2
市 民 税	9,323,233	9,100,514	97.61	44.0
個人市民税	7,245,667	7,038,237	97.14	34.0
普通徴収	1,742,753	1,538,732	88.29	7.4
給与特徴	5,192,287	5,188,565	99.93	25.1
年金特徴	310,627	310,940	100.10	1.5
法人市民税	2,077,566	2,062,277	99.26	10.0
固 定 資 産 税	7,937,350	7,688,739	96.87	37.1
純固定資産税	7,820,949	7,572,338	96.82	36.6
土地	1,784,485	1,727,760	96.82	8.4
家屋	4,489,671	4,346,954	96.82	21.0
償却資産	1,546,793	1,497,624	96.82	7.2
交付金	116,401	116,401	100.00	0.5
軽自動車税	294,003	286,095	97.31	1.4
市たばこ税	1,769,319	1,769,319	100.00	8.5
鉦産税	20,093	20,093	100.00	0.1
入湯税	156,034	156,034	100.00	0.8
都市計画税	1,344,117	1,301,390	96.82	6.3
土地	445,799	431,628	96.82	2.1
家屋	898,318	869,762	96.82	4.2
滞納繰越分	2,026,992	394,931	19.48	1.8
市民税	749,545	202,493	27.02	0.9
個人市民税	705,129	193,424	27.43	0.8
法人市民税	44,416	9,069	20.42	0.1
固定資産税	1,057,173	156,584	14.81	0.8
土地・家屋	941,139	134,331	14.27	0.7
償却資産	116,034	22,253	19.18	0.1
軽自動車税	18,186	7,045	38.74	0.0
入湯税	0	0	0.00	0.0
都市計画税	202,088	28,809	14.26	0.1

(2) 平成28年度

(単位:千円・%)

区 分	調定額(ア)	決算額(イ)	収入率(イ÷ア)	決算額構成比
市 税	22,773,042	20,696,724	90.88	100.0
現 年 課 税 分	20,846,432	20,366,829	97.70	98.5
市 民 税	9,067,220	8,856,179	97.67	42.8
個人市民税	7,339,407	7,140,825	97.29	34.5
普通徴収	1,760,690	1,565,444	88.91	7.5
給与特徴	5,274,636	5,270,959	99.93	25.5
年金特徴	304,081	304,422	100.11	1.5
法人市民税	1,727,813	1,715,354	99.28	8.3
固 定 資 産 税	8,173,950	7,952,901	97.30	38.4
純 固 定 資 産 税	8,051,869	7,830,820	97.25	37.8
土 地	1,786,787	1,737,734	97.25	8.4
家 屋	4,556,624	4,431,530	97.25	21.4
償 却 資 産	1,708,458	1,661,556	97.25	8.0
交 付 金	122,081	122,081	100.00	0.6
軽 自 動 車 税	352,963	342,750	97.11	1.7
市 た ば こ 税	1,709,416	1,709,416	100.00	8.3
鉱 産 税	27,511	27,511	100.00	0.1
入 湯 税	156,715	156,715	100.00	0.8
都 市 計 画 税	1,358,657	1,321,357	97.25	6.4
土 地	446,658	434,395	97.25	2.1
家 屋	911,999	886,962	97.25	4.3
滞 納 繰 越 分	1,926,610	329,895	17.12	1.5
市 民 税	708,465	171,531	24.21	0.8
個人市民税	662,232	161,992	24.46	0.8
法人市民税	46,233	9,539	20.63	0.0
固 定 資 産 税	1,011,948	129,006	12.75	0.6
土 地 ・ 家 屋	881,728	108,256	12.28	0.5
償 却 資 産	130,220	20,750	15.93	0.1
軽 自 動 車 税	16,882	6,105	36.16	0.0
入 湯 税	0	0	0.00	0.0
都 市 計 画 税	189,315	23,253	12.28	0.1

4 市税の種類

(1) 市民税

ア 個人市民税

(ア) 均等割……その年の1月1日現在、市内に住所を有する人及び市内に住所を有しないが市内に事務所や家屋敷等を有する人にかかる。

税率 年額 3,500円

(イ) 所得割……その年の1月1日現在、市内に住所を有する人で前年中に所得のあった人にかかる。ただし、退職金等の退職所得については収入のあった年にかかる。

税額の計算(一般例)

{(収入金額－必要経費)－所得控除額}×税率(6%)＝所得割額

※{ }＝課税所得金額

イ 法人市民税

(ア) 均等割……次の法人等にかかる。

a 市内に事務所・事業所を有する法人

b 市内に寮等を有する法人で、市内に事務所・事業所を有しないもの

c 市内に事務所・事業所・寮等を有する法人でない社団・財団で、代表者または管理人の定めのあるもの

税率

法人等の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、地方税法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの オ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数が50人以下のもの	年額 60,000円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数が50人を超えるもの	年額 144,000円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数が50人以下であるもの	年額 156,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数が50人を超えるもの	年額 180,000円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数が50人以下であるもの	年額 192,000円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数が50人を超えるもの	年額 480,000円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数が50人以下であるもの	年額 492,000円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数が50人を超えるもの	年額 2,100,000円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数が50人を超えるもの	年額 3,600,000円

(イ) 法人税割……市内に事務所または事業所を有する法人にかかる。

税額の計算…課税標準となる法人税額×税率(12.1%)＝法人税割額

(2) 固定資産税

ア 固定資産税

1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産を所有している人にかかる。

ただし、市の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産の各々の課税標準額の合計額が次の金額に満たない場合には、固定資産税はかからない。

	土 地	家 屋	償却資産
免税点	30万円	20万円	150万円

税額の計算

課税標準額×税率(1.4%)=固定資産税額

イ 国有資産等所在市町村交付金

国または地方公共団体の所有する固定資産に対する交付金

交付金額の計算

算定標準額×税率(1.4%)=交付金額

(3) 軽自動車税

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪小型自動車の所有者または使用者にかかる。

税率(年額)

種 別	税 率	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円
	その他	5,900円
軽自動車	二 輪	3,600円
	もっぱら雪上を走行するもの	3,000円
二輪の小型自動車		6,000円

種 別	税 率								
	重課税率	旧標準税率	新標準税率	軽課(a)※	軽課(b)※	軽課(c)※			
(初度検査年月)	H17. 3. 31以前	H17. 4. 1～ H27. 3. 31	H27. 4. 1以後	H29. 4. 1～H30. 3. 31					
軽自動車	三 輪	4,600円	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円		
	四 輪	乗 用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		乗 用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨 物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	
営業用		4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円		

※ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した新車であって、一定の低排出基準と燃費基準を満たす車両は、平成30年度に限り燃費性能に応じた税率が適用される。

(4) 市たばこ税

日本たばこ産業等が市内の小売業者に売り渡すたばこにかかる。

税額

1,000本につき5,262円(旧3級品は4,000円)

(5) 鉱産税

鉱物の掘採事業に対して、その鉱業者にかかる。

税額の計算

課税標準額×税率(1%)=鉱産税額

ただし、1月当たりに掘採される鉱物価格が200万円以下の場合、税率は0.7%。

(6) 入湯税

鉱泉浴場の入湯客にかかる。

税 率

入 湯 客 の 区 分	税 率
(1) 一般の宿泊者（下記(2)に掲げる者を除く。） 1人1泊	250円
(2) 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館以外の一般の宿泊者 1人1泊	150円
(3) 一般の日帰り者 1人1日	90円
(4) 修学旅行の学生生徒で10人以上の団体で1人1泊	70円
(5) 修学旅行の学生生徒で10人以上の団体で日帰り者 1人1日	40円

(7) 都市計画税

都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるため、これらの事業によって利益を受ける市街化区域内に土地、家屋を所有している者にかかる目的税である。

税額の計算

課税標準額×税率(0.3%)＝都市計画税額